

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国シェムリアップ州リファラル病院改善計画準備
調査

案件番号：180511

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国シェムリアップ州リファラル病院改善計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月中旬～2020年6月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

自然条件等調査に係る経費

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- | | | | |
|-----------|---|------------|---|
| a) KHR | = | 0.028430 | 円 |
| b) US\$ 1 | = | 113.385000 | 円 |
| c) EUR 1 | = | 129.024000 | 円 |

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/建築計画
- b) 機材計画①
- c) 保健医療事情

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.65 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：医療施設建設・医療機材整備に係るBD、OD、DD、SV

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：医療施設整備に係るBD、OD、DD、SV

b) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画①】

a) 類似業務の経験：医療機材整備に係るBD、OD、DD、SV

b) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健医療事情】

- a) 類似業務の経験：途上国における保健医療に係る各種調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
カンボジア国シエムリアップ州リファラル病院改善計画準備調査

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	14.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	4.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
<small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/建築計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画①	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 保健医療事情	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書（案）

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

1970年代から続いた内戦による医療従事者の迫害や医療機材・施設の破壊等の結果、カンボジアの保健医療システムの整備が立ち遅れた。しかし、その後カンボジア政府と我が国を含む開発パートナーによる保健医療の底上げを図る様々な取り組みにより、5才未満児死亡率（2000年：124、2014年：35、出生1,000対、Cambodia Demographic and Health Survey 2014）や妊産婦死亡率（1990年：1,200、2014年：170、出産10万対、同上）の低下等、国全体の保健指標は改善している。一方で5才未満児死亡率は首都プノンペンで23に対し、シェムリアップ州では56（出生1,000対、Cambodia Demographic and Health Survey 2014）であるなど、プノンペン都と地方との格差が大きく、地方における保健医療サービスの向上が課題とされている。

シェムリアップ州病院は、同州及び周辺6州から患者が集まるカンボジア北部の拠点病院であり、特に交通外傷に起因した患者が集中している。しかし、1970年代に建設された施設の老朽化や機材不足により、シェムリアップ州病院は当該州の医療ニーズに対応できていない。加えて、州内の下位病院における機材や人材の不足も、患者集中を引き起こす要因となっている。当国において過去実施した州病院の整備事業においても、整備した州病院への患者の集中を回避するために下位病院も含めた機能強化を図ることが必要であるとの教訓を得ている。「シェムリアップ州リファラル病院改善計画」（以下、協力対象事業）では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた州全体の保健システムの強化のため、州病院に加え同州に4つある郡病院レベルの下位病院の機能も強化し、州病院への患者の集中を回避する必要がある。カンボジア政府は「国家開発戦略計画2014-2018」において保健分野を優先課題と位置づけ、「国家保健戦略計画2016-2020」において質の高い保健サービスの提供と公平なアクセスの確保を優先政策のひとつに掲げており、協力対象事業はこれらの計画に資する事業と位置付けられている。

「シェムリアップ州病院改善計画準備調査」（以下、本業務）は、協力対象事業実施の必要性と妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

シェムリアップ州の保健システムの強化を図り、もってその近隣州を含む当該地域の保健状況の改善に寄与する。

(2) プロジェクト目標

シェムリアップ州病院及び同州内4つの郡病院の医療サービスが向上する。

(3) プロジェクトの成果

シェムリアップ州病院の施設と医療機材及び同州内4つの郡病院の医療機材が整備される。

(4) 我が国への要請内容（要請総額18億円）

1) 施設建設（シェムリアップ州病院）：新棟（外科部門、救急部門、手術部門等）の建設、

10290 m² (延床面積。本業務にて妥当性等を要確認)

2) 機材 (シエムリアップ州病院及び対象郡病院): CPA ガイドラインを参照の上、標準機材リストに基づき、上記施設に必要な機材を整備する。

(5) 対象地域 (サイト)

- 1) シエムリアップ州 シエムリアップ市 シエムリアップ州病院
- 2) シエムリアップ州 クララン保健行政区 クララン郡病院
- 3) シエムリアップ州 アンコールチュム保健行政区 アンコールチュム郡病院及びプーク郡病院
- 4) シエムリアップ州 ソットニクム保健行政区 ソットニクム郡病院

(6) 関係官庁・機関

主管官庁: 保健省 (Ministry of Health)

実施機関: 保健省、シエムリアップ州病院 (Siem Reap Provincial Referral Hospital)、シエムリアップ州保健局 (Siem Reap Provincial Health Department) (本業務にて要確認)

(7) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

ア. 無償資金協力 (金額は E/N 供与額)

- バタンバン州病院改善計画 (2017 年度 1,453,000 千円)
- スバイリエン州病院改善計画 (2015 年度 1,077,000 千円)
- 国立母子保健センター拡張計画 (2013 年度 1,193,000 千円)
- シハヌーク州病院整備計画 (2012 年度 1,554,000 千円)
- 国立、市及び州病院医療機材整備計画 (2011 年度 374,000 千円)
- 感染症対策強化計画 (予防接種) (2008 年度 230,000 千円)
- コンポンチャム州病院改善計画 (2007 年度 1,039,000 千円)
- バンティミエンチャイ州モンゴルボレイ病院改修計画 (2005 年度 683,000 千円)
- 国立医療技術学校改修計画 (2004 年度 774,000 千円)
- 感染症対策計画 (2003 年度 I~III 期総額 905,000 千円)
- 国立結核センター改善計画 (1999 年度 803,000 千円)
- 母子保健センター建設計画 (1995 年度 1,761,000 千円)

イ. 技術協力

- 分娩時及び新生児期を中心とした母子継続ケア改善プロジェクト (2016 年 5 月 - 2021 年 5 月)
- インフォーマルセクター向け医療保険導入計画策定プロジェクト (2016 年 11 月 - 2018 年 9 月)
- 助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト (2010 年 - 2015 年)
- 医療技術者育成システム強化プロジェクト (2010 年 - 2015 年)
- レファラル病院における医療機材管理強化プロジェクト (2009 年 - 2014 年)

2) 他ドナー等の援助活動

シエムリアップ州病院では、韓国国際協力団 (KOICA) による病棟建設や機材供与を含む母子保健サービス強化の支援 (2010 年 - 2013 年)、Fred Hollow Foundation Australia による病棟建設や医療機材・資材供与を含む眼科ケアサービスの改善 (2008 年 - 現在)、Association France Medicine Cambodge による外傷・整形外科・形成外科・神経外科・麻酔の各サービスの強化 (2006 年 - 現在)、Osteosynthesis Without Border による外傷・形成外科・整形外科の強化 (2013 年 - 現在) 等の支援実績がある。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、カンボジア政府から要請のあった協力対象事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がカンボジア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（2回目）、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

1) 現地調査（1回目）帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 現地調査（2回目）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 調査時の留意事項

1) 妥当性の確認

カンボジア及びシェムリアップ州における開発計画、保健医療セクター計画、シェムリアップ州及び周辺州の医療ニーズ及び既存施設・サービスの概況（小児病棟患者数、出産件数、外来患者数、手術件数、検査件数、民間施設の状況も含む）等を踏まえ対象施設の役割を確認し、協力対象事業の無償資金協力としての妥当性を確認する。また、カンボジアが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及びシェムリアップ州における医療施設・機材維持管理体制、リファラル体制と対象施設の医療サービス及び医療実習生の実習機関¹

¹ シェムリアップ州病院は、バットバン医療技術者養成校（RTC）等の学生の臨床実習先となっている。そのため、十分な見学実習スペースの確保等、実習期間としての位置づけ・役割に応じた施設計画が必要とされる。

としての位置づけ及び求められる役割、州内及び周辺地域の研修ニーズとシェムリアップ州病院の研修機関としての展望を確認（母子保健分野の技術協力プロジェクトとの連携を想定）し、施設設計・機材整備計画に反映させる²。

2) 要請内容の確認

ア. 新棟の建設

本業務において、シェムリアップ州病院全体のサービス提供状況（診療科目、医療従事者数、利用者数の推移等）、リファラル体制、医療実習生受入れ状況（実習科目、実習受け入れ態勢、実習生数の推移等）、州内及び周辺地域の研修ニーズへの対応状況、施設の運営・維持管理体制（人員・予算・技術レベル等）、各建物や設備の状況及び敷地内建設予定地の状況（面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の配置状況、地質、地盤及び障害物等）、カンボジア建設業者の技術レベル、建設関連法規等を確認し、カンボジア側が維持管理可能な規模・内容の新棟の施設計画を策定する。給水設備に関し、敷地内の給水点の状況、水質がカンボジア及びWHOの基準に達しているか等を確認する。排水設備に関しても、カンボジアの基準に沿った排水処理方法を確認するとともに、公共下水道の排水溝への接続点等を確認する。また、先方による既存施設の撤去についても、その有無について確認した上で事業計画を策定する。

イ. 対象施設への医療機材整備

標準機材リストに基づき診察、検査、治療に必要な医療機材が要請されているが、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び維持管理能力等を確認して機材を選定する。その際、既存の機材との重複に注意し、無償資金協力「国立、市及び州病院医療機材整備計画」（2011年）等で整備した機材を新棟に移動する必要がある場合には、移動方法・費用負担等を十分検討する。また、医療機材運用のための給電状況、電圧・周波数変動、停電頻度等を確認し、今後の需要も考慮の上、機材の計画を検討する。

3) カンボジア側の実施体制の確認

協力対象事業実施に係る人員・予算確保の計画や、施設・機材の運営維持管理体制等を確認し、計画に反映させる。特に、先方負担事項を踏まえて実施機関等関係機関の役割を確認する。また、施設の建築を行う上で必要な国内手続きを確認の上、実施機関等関係機関の役割に応じて先方負担事項に含めることとする。

4) 過去の案件の教訓の確認

過去にカンボジアで実施された類似の医療施設整備案件において、施設や機材の計画・設計が現地事情を十分に考慮・反映したものでなかったために改善が必要と思われる事項も見受けられるため、これら案件における課題・教訓を抽出し、それらを踏まえた施設・機材計画を策定する。

5) 他ドナーによる協力

シェムリアップ州病院では、Association France Medicine Cambodge 及び Osteosynthesis Without Border が、現在外傷・整形外科・形成外科・神経外科・麻酔等を支援している。ま

² 2015年8月に終了した「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト」では、コンポンチャム州病院に州病院研修部を全国で初めて設立し、それを踏まえ全国の公立医療施設のサービス基準ガイドラインである Guidelines on Complementary Package of Activities for Referral Hospital Development (CPA ガイドライン) において、全国の州病院に研修部を設立することが記載された。

た KOICA は一般外来棟、ICU、内科病棟の建設を計画しており、協力対象事業が建設を予定している部門（外科部門、救急部門、手術部門等）と各ドナーの関連・分担を入念に確認する。併せて、対象郡病院も含めた対象地域における他ドナーの協力実績及び計画を確認する。

6) 日本式のコンセプトの導入

JICA 事業による病院建設に関わる指針を参考に、予算、工期、先方の維持管理体制もふまえてつつ可能な範囲で日本の病院のコンセプトを取り入れることを調査段階で検討し、提案する。

7) 医療機材の保守管理

「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照の上、保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえて、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

カンボジアにおける保健医療分野の上位計画、シェムリアップ州における保健戦略・活動計画、協力対象事業の位置づけ、重要性及び要請の経緯と内容の確認を行う。

1) カンボジア医療セクター上位計画の概要と協力対象事業の位置付け

- ア. 保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と協力対象事業の位置づけ
- イ. 保健医療体制（保健にかかる行政、政策、システム、人材、予算等）

2) 対象地域の状況調査

- ア. 保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、貧困度など）
- イ. 保健医療サービス（組織体制、保健医療施設数（政府系・民間）、病床数、医療従事者、入院・外来患者数、入院・外来疾患、死亡原因、リファラル体制、診察料など）
- ウ. 既存病院及び施設建設予定地周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状况、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- エ. 既存施設の機材の現状及び活用状況
- オ. 既存施設の医療従事者の技術レベル等
- カ. 州内及び周辺地域の保健医療分野の研修の現状とニーズ、シェムリアップ州病院

の研修機関としての将来的展望

- キ. 入院・外来患者の居住地域、周辺地域の州病院との診療内容・科目の周辺地域の州病院との比較等、シェムリアップ州病院のカンボジア北西部における役割・位置づけにかかる情報
- ク. 医療実習生の実習機関としての位置づけ及び求められる役割、医療学校からの実習生の実習受け入れ状況（実習科目、実習受け入れ態勢、実習生数の推移等）
- ケ. 対象地域の今後の自然人口増の予測及び、施設建設による周辺地域からの患者流入の予測

(4) プロジェクトの実施体制の確認

保健省、シェムリアップ州対象病院及び州保健局の役割分担を確認した上で、協力対象事業の実施機関を確認する。併せて、組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等に関する情報を収集する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、水質調査）を行う。なお、同調査の仕様は別紙に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。自然条件調査は現地再委託にて実施することを認める。

また、建設予定地における地雷や不発弾残留の可能性について Cambodia Mine Action and Victim Assistance Authority (CMAA)等関係機関からの情報収集調査を行い、地雷・不発弾残留の影響の可能性が考えられる場合には、Cambodian Mine Action Center (CMAC)等関係機関に対して詳細調査の実施を要請するとともに、地雷・不発弾調査の実施は先方負担とする確認を行う。その他の地中埋設物（医療廃棄物や配管等）についてもシェムリアップ州病院や関係機関から情報収集の上、必要があれば対応を検討することとする。

上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材、保守契約の内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

(7) 設備計画調査

手術室等の要請を踏まえて、必要且つカンボジア側が維持管理可能な設備を計画する。また、給電・給配水、排水設備・公共下水道への排水点等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

(8) 機材計画調査

- 1) 既存の機材の数量や状態、医療サービスの状況、標準機材リストを照らし合わせ、必要な機材を選定する。
- 2) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、調達方法、調達機関、調達価格、輸送費、免税措置、現地代理店の有無、関連法令、保険など）を行う。
- 3) 消耗品、スペアパーツなどの入手手段及び機材メンテナンス・アフターセールス体制を確認する。

(9) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

(10) プロジェクト内容の計画策定

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて準拠すべき設計基準を検討する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、協力対象事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図の策定

4) 施工計画

ア. 施工方針

イ. 施工上の留意事項

ウ. 施工区分（先方負担工事との区分）

エ. 施工監理計画

オ. 品質管理計画

- カ. 資機材等調達計画
- キ. 実施工程

5) 機材調達計画

- ア. 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- イ. 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ウ. 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- エ. 配置場所
- オ. 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- カ. 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

(1 1) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン（改訂版）（2010年10月）」を参照のこと。

(1 2) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。その際、支払授權書（A/P）等を含む諸手続き、責任主体、費用等の詳細をミニッツの別添としてとりまとめ合意する。なお、協力対象事業ではサイト選定、用地確保に際して、非自発的住民移転は生じない予定であるが、万一对応すべき事項が生じた場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるが、近年免税措置に一部問題が生じているケースがあるため、次項の免税に関する調査を実施する。調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

(1 3) 税金情報の収集整理

免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ提出する。

(14) プロジェクトの維持管理計画

対象病院が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。その際には、単なる人件費だけでなく、スペアパーツや消耗品類の入手方法についても確認する。また確実な維持管理のための費用を先方政府と確認し、必要予算を算出すること。

(15) プロジェクトの概略事業費

我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に記載する様式にとりまとめ、提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ. 施工監理方法

4) 保守契約付帯

積算にあたっては、「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照の上、保守契約付帯を含めた場合の積算も検討する。

5) 予備的経費

協力対象事業に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(16) プロジェクトの評価

協力対象事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、協力対象事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/grant_aid.html

(17) ジェンダー課題に関する調査

- 1) ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 施設計画（設計仕様など）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(18) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、カンボジアでの最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からカンボジアでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したカンボジアの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりカンボジアの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてカンボジアで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

(19) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

協力対象事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。得に先方負担事項にどのようなリスクがあるのかを十分に検討する。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議

する。

(22) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をカンボジア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、協力対象事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による協力対象事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ協力対象事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(23) 準備調査報告書等の作成

カンボジア関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 積算資料
- 2) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) 機材仕様書
- 6) デジタル画像集
- 7) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(1)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 5 部 (うち先方政府分 4 部) |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 1 部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文 2 部 |
| | : 英文 5 部 (うち先方政府分 4 部) |
| (5) 積算資料(積算審査用) | : 和文 2 部 |
| (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| ※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。 | |
| (7) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 |
| (※完成予想図を含む。) | |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文(製本版) 8 部及び CD-R 2 枚 |
| (※完成予想図を含む。) | |
| | : 英文(製本版) 12 部及び CD-R 2 枚 |
| | (うち先方政府分製本版 4 部) |
| | : 和文(簡易製本版) 4 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) 機材仕様書 | : 和文 2 部 |
| | : 英文 5 部 (うち先方政府分 4 部) |

- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
(11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : CD-R1 枚
(12) 免税情報シート : 和文 1 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICA に提出する。(4) 準備調査報告書 (案)、及び (7) 準備調査報告書 (案を含む) 及び (9) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。

注3) (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版) 補完編・機材編 (2017 年 7 月)」を、その他については「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン (2015 年 4 月)」に準拠することとする。

注4) (7) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年2月下旬より国内事前準備を開始し、2019年5月下旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2020年1月下旬には準備調査報告書（案）説明、2020年3月上旬までに概要資料を、2020年5月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2019年												2020年				
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
（概略設計調査）																		
事前準備		■																
現地調査(OD)					■													
国内解析							■											
準備調査報告書ドラフト説明(DOD)												■						
国内整理													■					
概要資料提出																△		
最終報告書提出																	▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 15.88M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成：

- ア. 業務主任者/建築計画（2号）（評価対象者）
- イ. 建築設計/自然条件調査
- ウ. 設備計画
- エ. 施工計画/積算
- オ. 機材計画①（3号）（評価対象者）
- カ. 機材計画②/積算

キ. 保健医療事情（3号）（評価対象者）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

2) 現地調査（第1回）：ア～キ

3) 現地調査（第2回）：ア、オ

(3) 通訳

本調査には必要に応じ通訳（英語⇔クメール語）の配置を認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。ただし、経費は直接費のみとする。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- 1) Application Form for Japan Grant Aid: Project for Improvement of Shem Reap Provincial Referral Hospital
- 2) Health Strategic Plan 2016-2020
- 3) Guidelines on Complementary Package of Activities for Referral Hospital Development (2014, unofficial English translation)
- 4) カンボジア王国「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト終了時評価調査報告書」
- 5) 「基礎研究 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用 基礎研究報告書」
- 6) JICA 事業による病院建設にかかる指針（添付：JICA 事業による病院建設に関する技術・設備）
- 7) 「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」

(2) 閲覧資料

以下の資料についてはJICA 図書館ポータルにて閲覧可能

- 1) 保健人材および保健施設に係る情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032125.html>
- 2) バッタンバン州病院改善計画準備調査報告書(簡易製本版)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029959.html>
- 3) シハヌーク州病院整備計画準備調査報告書：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010007.html>
- 4) 国立、市及び州病院医療機材整備計画準備調査報告書：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257536.html>
- 5) スバイリエン州病院改善計画準備調査報告書(簡易製本版)：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019734.html>
- 6) プロジェクト研究「日本型国際協力の有効性と課題」
<http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/11721768.pdf>
- 7) 事後評価「コンポンチャム州病院改善計画」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0800100_4_f.pdf

4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査

- 1) 団員構成：ア. 総括 (JICA)
イ. 技術参与
ウ. 計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程：約 13 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる。

(2) 準備調査報告書案説明

- 1) 団員構成：ア. 総括 (JICA)
イ. 技術参与
ウ. 計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程：約 8 日間
- 3) 目的：準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件調査 (地形測量、地質調査/地盤調査、水質調査) については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

協力対象事業が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン (2017年9月)」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所、在カンボジア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、(特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し) 現地

の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

カンボジア・シェムリアップ州病院改善計画にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的	施設の平面計画を行うために必要な情報を把握する。
調査内容	平板測量等、水準測量、他
成果品	測量結果

(2) 地質調査／地盤調査

調査目的	構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を確認する。
調査内容	ボーリング調査（20m×5本程度）、サウンディング試験等
成果品	試験結果、柱状図

(3) 給排水／水質調査

調査目的	保健施設・病院で使用可能な水質・水量であるか確認する。
調査内容	水量・水質調査
成果品	試験結果

3. 対象サイト：シェムリアップ州病院敷地内

以上